

指定居宅介護支援事業所の管理者 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

居宅介護支援事業費に係る特定事業所集中減算について（通知）

このことについて、居宅介護支援事業所は、判定期間内に作成された居宅サービス計画において提供された居宅サービス等の提供総数のうち、同一法人によって提供されたものの占める割合が一定割合を超えている場合は、介護保険法第 46 条第 2 項の規定に基づく指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）により、所定単位数から 200 単位を減算することとなっております。

ついては、令和 6 年度前期分について、「特定事業所集中減算判定様式」により減算の対象となるかを確認し、次のとおり必要な手続きや対応をしていただきますようお願いいたします。

様式等については、「[いわき市ホームページ](#)」→「[産業・ビジネス](#)」→「[福祉・介護](#)」→「[介護保険事業者向け情報](#)」→「[居宅介護支援事業費に係る特定事業所集中減算について](#)」に掲載しております。

1 関連書類

- (1) (別紙 1) 特定事業所集中減算の取り扱いについて
- (2) (別紙 2) 特定事業所集中減算に係る正当な理由の取り扱いについて
- (3) (届出様式) 特定事業所集中減算判定様式
- (4) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・一覧表
- (5) 特定事業所集中減算に係る事例検討会依頼書
- (6) 居宅介護サービス等の事業所選択に関する説明についての確認書
- (7) 特定事業所集中減算除外計算表

2 判定方法等について

別紙 1 「特定事業所集中減算の取り扱いについて」による。

3 提出書類について

(1) 各サービスの紹介率最高法人の割合が 80%を超えない事業所

- ① 80%を超えない事業所で、令和 6 年度前期に減算の対象でなかった事業所
→ 手続き不要。ただし、判定に使用した書類については、判定期間終了後 5 年間は保存が必要になります。(給付実績の確認結果に応じて、提出を求める場合があります。)
- ② 80%を超えない事業所で、令和 6 年度前期に減算の対象であった事業所
→ 提出書類 ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
・ (届出様式) 特定事業所集中減算判定様式

(2) いずれかのサービスの紹介率最高法人の割合が 80%を超えて、正当な理由が無く減算の対象となる事業所

- 提出書類 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
・(届出様式)特定事業所集中減算判定様式

(3) いずれかのサービスの紹介率最高法人の割合が 80%を超えて、正当な理由があり減算の対象とならない事業所

- 提出書類 ・(届出様式)特定事業所集中減算判定様式
※正当な理由を記載し、理由に応じて資料を添付してください。
添付書類 ・正当な理由ごとに応じ、任意様式で作成【必須】
※届出様式で確認できる場合は省略可。
・特定事業所集中減算除外計算表 2部 (事業所記載用・市使用各 1部)
(正当な理由⑤・⑥・⑦・⑪・⑫・⑬に該当する場合)【必須】

(4) 提出先及び提出期限

提出先 いわき市介護保険課長寿支援係 (郵送または持参)
提出期限 令和 6 年 9 月 13 日 (金) まで

【届出にあたっての注意点】

- ※ 1 平成 30 年 4 月の報酬改定に伴い、対象サービスが、通所介護・訪問介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護となり、大幅に縮小されておりますので、御留意ください。
- ※ 2 正当な理由⑤・⑬に該当する場合は別紙 2 を参照の上、手続きの詳細と必要書類を御確認ください。
- ※ 3 80%を超えたサービスが 1 種類でもある場合は届出が必要となります。正当な理由④等に該当する場合であっても必ず届出を行ってください。
- ※ 4 届出書に記載するサービスの利用割合については 80%を超えたサービスだけでなく、対象となる全てのサービスの利用割合について記載してください。
- ※ 5 特定事業所集中減算除外計算表については、記載例を参考に記入してください。正当な理由⑦については、専用の計算表がありますので専用の計算表を作成してください。
- ※ 6 通所介護・地域密着型通所介護については、令和 6 年度においても、通所介護・地域密着型通所介護 (以下「通所介護等」という。) それぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えありません。

なお、正当な理由については介護保険課にて個別に判断することとなり、不適当と判断される場合には減算対象となることがあります。適否の結果については、後日対象事業所に通知します。減算対象となった場合や、減算対象であったものが減算対象外となった場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を速やかに介護保険課へ提出してください。

【事務担当】 いわき市介護保険課長寿支援係 後藤 電話 : 0246 (22) 7467
郵送の際の送付先 : 〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地